

評 価 書

平成30年9月
宮 城 県

平成30年度に行った公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

- ① 一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業
- ② 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅲ期（佐沼工区）道路改良事業

2 事業の概要

別紙のとおり 省略

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びに把握方法

別添1のとおり「事業の進捗状況」、「事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」、「代替案との比較」、「コスト縮減」、「費用対効果」の項目で事業効果を把握した。省略

4 評価の経過

平成30年 6月18日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の確定
平成30年 6月19日 宮城県行政評価委員会への諮問
平成30年 6月19日 条例第9条に基づく県民意見聴取
～ 7月19日
平成30年 6月20日 同委員会公共事業評価部会（第1回開催）
平成30年 8月 8日 同委員会公共事業評価部会（第2回開催）
平成30年 8月24日 同委員会及び同委員会公共事業評価部会からの答申
平成30年 9月 3日 県の最終評価（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

対象2事業を「事業継続」とした県の評価に対し、すべて「妥当」とした。
なお、次のとおり事業の実施に関する意見が付された。

今後の事業の実施に関する意見

事業全般

事業の計画及び実施に当たっては、コスト縮減に努めるとともに、事業費の見積り精度を高めるために、各関係機関との事前協議などの手続を十分に行うなどして、事前精査に努めること。

6 評価の結果

以下の事業を継続する。

- ① 一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業
 - ② 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅲ期（佐沼工区）道路改良事業
- （以上2事業）

評価の結果の詳細は、別添 1 のとおり。 省略
なお、事業の実施に関する意見に対しては、以下のとおり対応する。

今後の事業の実施に関する意見

事業全般

事業の計画及び実施に当たっては、関係機関と密に調整を図るなどして、建設コストの縮減や事業費の事前精査に努めるとともに、みやぎスマイルロードプログラムの積極的な活用などにより維持管理コストについても更なる低減を図っていく。



宮行評委第9号
平成30年8月24日

宮城県知事
村井嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長 堀切川 一



宮城県行政評価委員会公共事業評価部会
部会長 風 間



平成30年度公共事業再評価について（答申）

平成30年6月19日付け復政第25号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

「事業継続」とした県の評価を妥当とする事業

- 1 一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業
 - 2 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅲ期（佐沼工区）道路改良事業
- （以上2事業）

(別紙)

今後の事業の実施に関する意見

事業全般

事業の計画及び実施に当たっては、コスト縮減に努めるとともに、事業費の見積り精度を高めるために、各関係機関との事前協議などの手続を十分に行うなどして、事前精査に努めること。